

令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

準備書面(4)

令和7年8月29日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁護士 植村 公彦

同 越本 幸彦

同 武井 祐生

同 寺田 明弘

被告神戸製鋼所は、本準備書面において、原告らの令和7年5月15日付第4準備書面（以下「原告ら第4準備書面」という。）に対して、必要と認める範囲で反論を行う。

なお、特に注記しない限り、被告神戸製鋼所が従前提出した主張書面において用いた略語は、本準備書面においても同一の意味内容を有するものとして使用する。

目 次

第 1	不法行為を根拠とする差止請求は認められないこと	3
第 2	そもそも不法行為の要件も満たさないこと	4
1	はじめに	4
2	権利侵害	4
3	権利侵害発生の蓋然性（因果関係）	5
4	違法性	6
第 3	共同不法行為について	7

第1 不法行為を根拠とする差止請求は認められないこと

- 1 一般論として、不法行為（民法第709条）を根拠とする差止請求が認められないことについては、被告神戸製鋼所準備書面(1)「第2」の項（6頁～8頁）において述べたとおりである。
- 2 これに対して、原告らは、原告ら第4準備書面において、「未然防止原則」や「日本民法の不法行為規定の制定経緯」に関する独自の見解を根拠に、不法行為の効果に差止めが含まれるべきであると主張しているが、いずれも論拠として成り立ちうるものではない。

すなわち、前者については、日本の不法行為法においておよそ一般に確立された理論ではなく、それに依拠すべき理由がないうえ、その点を措くとしても、そもそも気候変動の場面において同原則が妥当するかどうかと、不法行為の効果として差止請求権が認められるかどうかとは論理必然の関係がなく、到底論拠足り得ない。

また、後者についても、民法の起草段階で、不法行為に基づく差止請求の可否が明確に議論されていなかったということに留まり、かかる経緯をもって、実際に成立した民法の規定文言等を離れてまで、積極的に差止請求を認めるべき根拠となることはあり得ない。

- 3 また、原告らは、民法第709条に基づく差止請求が認められた裁判例であるとして複数の裁判例を引用しているが、不法行為に基づく差止請求の認容事例として不適切なものも多数含まれており、少なくとも、本訴訟の先例として参照されるべき裁判例ではない。

全ての裁判例について逐一の反論の要を見るものではないが、原告らが摘示する新潟地裁昭和46年9月29日判決（新潟水俣病訴訟判決）について言えば、不法行為に基づく損害賠償請求権の要件である過失の認定にあたって、有害物質（有機水銀）の排出による健康被害等に関する結果回避義務の内容として、工場等の操業停止が含まれ得ることが示されたに過ぎず、不法行為を根拠として工場の操業等の差止が認容された事例というわけでもない。

また、「その他の裁判例」として引用されている東京地裁平成14年12月

18日判決（判例時報1829号36頁（国立景観訴訟第一審判決））は、差止め
の根拠となった「景観利益」について、「土地所有権から派生するもの」
と判示しており、差止請求の法的構成に関するいわゆる物権的請求権説を
取ったものと解される。さらに、同事件の高裁判決（東京高裁平成16年10
月27日判決）では、権利性自体が否定されて（原告らが主張した「景観権」
や「景観利益」が原告ら個々人の固有の人格的利益として承認できない旨
判示されて）、請求の全てが棄却されたうえ、同事件の最高裁判決（最高裁
判所平成18年3月30日判決、民集60巻3号948頁）では、最終的に差
止請求について判断すら行われていないのであって、不法行為に基づく差
止請求を肯定した裁判例として引用すること自体が不適切と言わざるを得
ない。

第2 そもそも不法行為の要件も満たさないこと

1 はじめに

前述のとおり、原告らの法的構成自体が失当との誹りを免れないが、あ
えてその点を措くとしても、原告らの請求は、不法行為の要件を充足しな
いため、いかなる意味においても成り立たないことは、被告神戸製鋼所準
備書面(1)「第3」の項（8頁～15頁）で述べたとおりである。

以下では、この点に関する原告ら第4準備書面における原告らの主張に
対して、必要と認める範囲で反論を敷衍する。

2 権利侵害

原告らは、差止対象行為により侵害される権利利益として、原告ら第4
準備書面「第3」「3」「(3)」の項（32頁）においても、訴状と同様、多種
多様な「権利」なるものを思いつく限り羅列しているが、原告らの主張す
る権利利益は、その大半が地球温暖化という環境問題を個人の権利利益と
して無理矢理構成し、言い換えただけのものであって、いずれも、不法行
為の要件として必要な原告ら個人に帰属する排他的な「権利又は法律上保
護される利益」と認められるようなものではない。

なお、この点に関連して、原告らは、「仮に、多くの人が国の規制や企業の排出行為によって同じように影響を受けることを理由に、原告らの個別的権利を否定してしまえば、その影響が広範で重大であればあるほど、誰も差止めを請求できないという不都合が生じる」（33 頁）と主張し、海外の判決例を引用して、あくまで原告らの個別的権利の侵害であると反論する。しかるに、海外の判決例は法体系が異なる以上、根拠とならないことは言うまでもないし、その点を措くとしても、原告らの主張は、被害の範囲の問題と法的請求権の根拠となり得る権利性の問題とを混同するものであり、およそ当を得るものではない。また、逆に、原告らの理屈が罷り通るならば（権利性の問題を無視して、影響の範囲のみを理由に法的請求が認められるとするならば）、あらゆる環境問題を理由に、各個人が、自身の個別的権利に引き直して主張することで、法的請求が可能となるが、かかる主張は環境そのものをも司法的救済の対象とすべきであるというに等しく、まさに「環境権」を認めるべきとの主張にほかならない。しかし、繰り返し述べているとおり、我が国では、私法的権利として、環境権なる権利は認められておらず、環境という私権を超えたまさに公益そのものに関する問題、ましてや地球規模での取組みや対応が必要となる地球温暖化の問題は、司法による個別的解決に馴染むものではなく、立法によって解決されるべき問題であり、特定の原告による特定の被告に対する請求によって保障されるべき類のものではないのである。

3 権利侵害発生の蓋然性（因果関係）

原告らは、原告ら第4準備書面「第3」の項（26頁以下）において、権利侵害の蓋然性について述べているところ、「原告らの被害は既に生じているなどと主張している（同「3」「(1)」の項（31頁））。

しかしながら、その一方で、原告らの請求は、被告神戸製鋼所による違法な権利侵害なるものが現時点で発生していることを前提とするものではなく、2030年度及び2035年度に一定の二酸化炭素排出量を超えていることを前提とするものであって、一見して、その主張は矛盾している。

ここで原告らが述べているのは、要するに、地球温暖化による気候変動

によって自らの生活環境が昔に比べて変化したということをもって、「被害」や「権利侵害」が生じているというものであるが、“地球温暖化による影響”と“差止請求の対象としている行為（被告神戸製鋼所による将来の一定の時点における CO₂ 排出行為）に起因する権利侵害”の議論をあえて混同して主張するものと言わざるを得ない。

本訴訟で法的請求権が認められるために原告らが主張立証しなければならないのは、“被告神戸製鋼所による将来の CO₂ 排出行為”によって、原告らが権利侵害を受ける高度の蓋然性であって、現時点において原告らが地球温暖化による気候変動による何らかの影響を受けていることではない。

すなわち、被告神戸製鋼所による将来の CO₂ 排出行為によって、原告らのどのような権利がどのように侵害を受ける高度の蓋然性があるのか、なぜそう言えるのか、という法的相当因果関係と、その高度の蓋然性が主張立証されなければならないのであるが、被告らが既に指摘しているとおり、原告らは、当該主張立証をなし得ていないのである。

4 違法性

被告神戸製鋼所は、CO₂ の排出に関する各種法令を遵守して活動を行っており、同被告において、違法と評価されるべき行為が存在しないことも被告神戸製鋼所準備書面(1)「第3」「4」の項（13頁以下）で既に述べたとおりである。

これに対して、原告らは、原告ら第4準備書面「第4」の項（36頁以下）において「国家の人権(基本権)保護義務」を持ち出して縷々自説を展開しているが、これらがどのように被告神戸製鋼所の行為の違法性を基礎づけることになるというのか、論旨が明らかでない。

このほか、原告らは、カーボンバジェットの考え方を改めて根拠として主張しているようであるが、これに関しては、大阪高裁令和7年4月24日判決が、「カーボンバジェットの捉え方自体が一義的に明確に定められておらず、これを基準とした人格権を法益として認めることが困難であるから、2030年の予定量の50%を超える排出の継続を違法と断じることができない」（同判決「第3」「3」「(3)」「ウ」「(オ)」の項）と判示している

とおり、原告らが拠り所とするカーボンバジェットという考え方自体が抽象的であり、具体的な立法も存在しない中で、私人に対して定量的な CO₂ の排出削減義務等を課す根拠となるものではない。

第3 共同不法行為について

- 1 原告らは、被告らの行為は「重合的競合」の共同不法行為関係にあると評価されるべきであるとして、民法第 719 条第 1 項後段の適用又は類推適用により共同不法行為が成立すると評価されるべきであると主張する（原告ら第 4 準備書面「第 4」「3」の項（50 頁以下））。

しかしながら、民法第 719 条第 1 項後段を適用（又は類推適用）するには、各行為者の行為が因果関係以外の一般不法行為（民法第 709 条）の要件を充たしていることを前提とするところ、上述のとおり、そもそも被告神戸製鋼所の行為について不法行為が成立する余地はないため、民法第 719 条第 1 項後段を（類推）適用する前提を欠いている。

したがって、これ以上の反論の要を見ないが、念のため必要と認める範囲で敷衍する。

- 2 民法第 719 条第 1 項後段は、「複数の者がいずれも被害者の損害をそれのみで惹起し得る行為を行い、そのうちいずれの者の行為によって損害が生じたのかが不明である場合」に適用されるものであるところ（最高裁令和 3 年 5 月 17 日判決、民集 75 卷 5 号 1359 頁）、本件で差止めの対象とされている CO₂ の排出行為は、それ自体が健康に悪影響を与えるような有害物質ではなく、あらゆる生命活動や経済活動に伴うものである。

また、仮に、原告らの主張するように全世界の CO₂ の排出が地球温暖化、とりわけ原告らのいう 1.5℃目標の非達成への何らかの寄与があり得るとしても、被告神戸製鋼所による CO₂ の排出（エネルギー起源の排出量に限ってそれに占める割合を算出するとしても、全世界の排出量の 0.06%にも満たない量である）が、それのみで原告らの主張する損害を惹起し得るものでもない。

- 3 原告らは、大阪地裁平成 7 年 7 月 5 日判決（西淀川大気汚染公害第 2～

4次訴訟判決)を引用し、本件において民法第719条第1項後段の類推適用を認めるべきであると主張しているが、同判決は、損害賠償請求権(そもそも差止請求権は対象となっていない。)の有無の判断において、同条の類推適用を認める要件として、原告ら第4準備書面「第4」「3」「(1)」以下(51頁)で原告らが引用する判示のほかに、寄与の程度によって損害を合理的に判定できることを要求したうえで、被告らが負う責任の範囲は、結果の全体に対する特定競合者の行為の総体についての寄与の割合に限るものと判断した裁判例である。

他方、本件では、前述のとおり、被告神戸製鋼所によるCO₂の排出自体に、原告らの主張する損害との間の法的因果関係が認められるものではない。え、事実的因果関係の程度も全く不明であり(全世界の排出量からすると、仮に観念し得たとしても極めて僅少であることは自明である。)、被告ら計10社を対象としたところで、民法第719条第1項後段の類推適用の前提を欠いているものというほかない。

4 詰まるところ、原告らは、「国際公序」等を持ち出して、被告らには一定の排出削減義務があると主張し、独自の基準を設定したうえで、それを超える排出は違法であると主張しているに過ぎない。

原告らの主張は、法的な相当因果関係の主張立証ができないことを自認するがゆえに、共同不法行為であるなどと述べて、法律上の因果関係の主張立証を放棄するものに他ならず、もとより失当である。

以 上